

令和2年6月 和水町農業委員会 総会 会議録

1 開催日時 令和2年6月5日（金） 午後1時30分から午後2時00分

2 開催場所 和水町役場 本庁 3階大会議室

3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（10名）

会 長	1 番	荒木 政士			
会長代理	2 番	甲斐 正晴	3 番	平山 正光	4 番 本山圭司
委 員	5 番	有働 憲一	7 番	内田 耕臣	8 番 金栗 孝義
	9 番	池田 好博	10 番	亀崎世志矢	11 番 上妻美津子

4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（1名）

6 番 石原 由紀

5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（0名）

6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（17名）

菊水中央区域	猪口 琢真	石原 武則		
菊水南区域	上田 憲一	前淵慎一郎		
菊水東区域	川原 京一	庄山 慶司		
菊水西区域	坂本 正則	福永 泰信		
緑区域	竹下 周三	上妻 芳樹	牛島 繁	
神尾区域	渡辺 秀敏	古閑原秀春	中畑 昇	
春富区域	三串 直人	柿原 学	渡辺 陽三	

7 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名委員の指名

5 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条事業計画変更申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

議案第6号 空き家に付属した農地の指定について

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（2名）

事務局長 松尾 修（兼庶務係長）

参 事 西川 佳孝

9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（0名）

事務局 松尾 1 開 会
 定刻となりましたので、ただ今から、令和2年6月 和水町農業委員会総会を、開会します。
 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、農業委員のみで開催させていただきます。

—— 資料の確認 ——

事務局 松尾 2 会議成立宣言
 本日は、11名中10名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶
 荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木 みなさん、改めまして「こんにちは。」

—— 会長挨拶 ——

それでは、挨拶とさせていただきます。

事務局 松尾 荒木会長、どうもありがとうございました。会長には、引き続き、議事の進行をお願いします。

議長 荒木 4 議事録署名人の指名
 本日の議事録署名委員は、9番 池田委員と 10番 亀崎委員をお願いします。それでは、議事に入ります。

時間を短縮するために、議案第1号から議案第6号まで、まとめて審議します。なお、各委員からの現地確認の報告も割愛しますので、ご了承ください。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川 —— 事務局が、議案第1号から議案第6号 について説明 ——

議案第1号
 申請番号8 売買
 申請番号9 売買
 申請番号10 売買
 申請番号11 売買
 申請番号12 贈与

これらの案件は、全て、審査基準に適合します。

事務局 西川 議案第2号 申請番号3 農業用機械及び資材・機材置場

申請添付書類については、別紙の「転用資料」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

譲受人は、電気設備業の傍ら農業を営んでいます。農作業・耕作に便利な本件申請地に農業用機械及び資材・機材置場として転用申請されるものです。

農業用機械及び資材・機材置場として利用するので、給水、生活雑排水・汚水はありません。雨水は、自然浸透とし、オーバー分は既設の側溝に放流する計画です。

議案第2号 申請番号4 一般住宅（追認）

申請人が農地を取得した際に、農地の一部に住宅があることが判明したことから、一般住宅として転用申請するものです。追認になりますので、始末書が添付してあります。

ボーリングにより給水し、雨水は地下浸透及び北側排水路へ放流します。生活雑排水・汚水は設置している合併浄化槽を通して北側排水路へ放流しています。

事務局 西川

議案第3号 申請番号7 一般住宅

譲受人は、実家で生活をされていますが、子供の成長と共に手狭になってきたため、実家の近くに一般住宅を建築するため転用をされるものです。上水道により給水している実家に給水管を引き込み給水し、雨水は地下浸透及び北側側溝へ放流し、進入道路、家庭菜園については南側側溝へ放流します。生活雑排水・汚水は下水道に接続する計画です。

事務局 西川

議案第3号 申請番号8 社宅

議案第4号 申請番号1 社宅

議案第3号 申請番号8と議案第4号 申請番号1は関連がありますので一括して説明させていただきます。

譲受人は、養豚業や精肉、小売業を営む法人です。平成26年に譲渡人が一般住宅として許可を受けましたが、事情により建築ができなくなり、譲受人が、社宅を建築するために変更申請するものです。

ボーリングにより給水し、生活雑排水・汚水は北側町道内の下水に放流する計画です。雨水は自然浸透とし、オーバーフロー分は北側町道側溝へ放流します。

事務局 西川

議案第3号 申請番号9 一般住宅

議案第3号 申請番号10 事務所

議案第3号 申請番号9と申請番号10は関連がありますので一括で説明させていただきます。

譲受人は、熊本市で塗装業を営んでおられ、現在、借家で生活されています。今後の仕事や生活を考慮して慣れ親しんだ集落付近に住宅及び事務所を建築するため転用申請するものです。

北側町道敷地内水道管より給水し、生活雑排水・汚水は合併浄化槽にて浄化処理し北側既存排水溝へ放流する計画です。雨水は自然浸透とし、オーバーフロー分は北側町道側溝へ放流します。

以上、議案第2号から議案第4号まで全件、許可基準を満たしているものと考えます。

事務局 西川

議案第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等

時間を短縮するために、各位、総会資料をご覧ください。

以上の計画につきまして、各要件を満たしているものと考えます。

事務局 西川

議案第6号 空き家に付属した農地の指定

指定の条件を、全て満たしています。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

議案第1号から議案第6号まで、何か質問等がありましたら、お願いします。

———— 「異議なし」の声 ————

議長 荒木

他に無いようですので、採決をします。
議案第1号から議案第6号まで、については、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

ありがとうございました。
議案第1号から議案第6号は、原案のとおり決定しました。
なお、議案第2号から議案第4号は、許可相当として、県知事に意見を送付します。

事務局 松尾

これで、すべての議事は終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。
無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 松尾

荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

6 報告

14ページ以降を、各位、ご覧ください。

7 その他（連絡事項）

事務局から、事務連絡。

8 閉会

ご起立をお願いします。
これをもちまして、令和2年6月 和水町農業委員会総会を、閉会します。
お疲れ様でした。

^

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署名委員 9番 _____

署名委員 10番 _____

会議録調製者 松尾 修
本誌（表紙除く） 5頁